|  |
| --- |
| （要望項目）【障害者施策全般に関する要求項目】３．大阪府の感染予防計画について 新型コロナの教訓を活かして　新型コロナにおける障害者への対応、特に一人暮らしをはじめとする、地域での自立生活を行う障害者は、少数者として想定外に置かれたせいか、極めて不十分なものであったと言える。　今年３月に、大阪府の感染予防計画が改定された。「入院」「宿泊施設の確保」などの項目があるが、介護が必要な障害者の優先的な入院、宿泊施設の利用などができるようにするべきである。　今回のコロナ禍の教訓を活かし、地域生活を行う障害者が、「有事」の際も健常者と同じように医療が利用できるよう、障がい福祉をはじめ全大阪的な課題として認識し、具体的な対応を検討すること。 |
| （回答）○　府では、新型コロナ対応での教訓を踏まえ、感染症法に基づき、平時から医療機関等と協定を締結し、新興感染症の発生時等における病床や宿泊施設を確保するとともに、障がい者施設等や自宅・宿泊療養者等に医療を迅速に提供できる体制を整備しています。○　また、新興感染症の発生時等における入院調整等については、症状や重症化リスク、生活環境等を総合的に勘案し、入院調整や療養先の振り分けを適切かつ迅速に行ってまいります。○　府として、感染症予防計画に基づき、平時からの備えを着実に行い、有事の際には協定等に基づいた医療提供体制を速やかに構築していきます。 |
| （回答部局課名）健康医療部　保健医療室　感染症対策課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【障害者施策全般に関する要求項目】４．大阪府立福祉情報コミュニケーションセンターについて　福祉３センター等の統合移転により設置された府立福祉情報コミュニケーションセンターでは、駐車場（４台分）が決定的に不足することは最初からわかっていたことであり、設計段階から問題を訴えてきたところであるが、未だに何ら改善がなされていない。現状では最大10台程度も詰め込む時があり、出庫の際に車を移動してもらう必要があり、特に管理者のいない18時以降は不都合が生じている。　優先利用の呼びかけなどの運用では限界があり、台数を増やす抜本的な改善が必要である。駐車場の区画変更・使用地拡大、近隣の駐車場利用等、具体的な改善策を示すこと。 |
| （回答）○　「大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター」はJRと大阪メトロの森ノ宮駅から約420メートルの交通至便地に立地しており、利用される方には、できるだけ公共交通機関を利用いただくよう案内をしているところですが、やむを得ず車で来館される方のための駐車スペースとして設置当初から４台分を整備しています。○　また、その駐車スペースは、歩行困難な方の駐車を優先させていただく方針とし、その旨、福祉情報コミュニケーションセンターのホームページや駐車場内に掲示し周知しています。○　さらに、令和３年度より、駐車場の利用者に対し確認票の記入を求めており、車の移動が必要な場合は、指定管理者等が確認票に基づき移動調整を行っております。○　加えて、昨年度、車椅子使用者用駐車施設の利用条件及び利用のルールを明確化するとともに、確認票の裏面に記載するなどし、これまで以上に利用者に対する周知・徹底に努めているところです。○　18時以降の利用状況については状況を把握してまいりますが、引き続き、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いします。 |
| （回答部局課名）福祉部　障がい福祉室　自立支援課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【権利の実現に関する要求項目】４．生活保護の基準見直しについて一昨年度の国の「生活保護基準の見直し検討」では、最終的に「2024年度までは現行基準を維持し、その後の経済情勢をふまえて2025年度以降の受給額を判断する」と引き下げが回避された。　しかし今年、引き下げに向けた見直しが行われる恐れがあるため、引き続き他の自治体とも連携し、物価高騰を鑑みむしろ引き上げの見直しを行うことや、前回の議論であげられた級地区分や基準額の引き下げを行わないよう、国に強く働きかけること。また、保護の停廃止や障害者加算、介護加算、住宅扶助の見直し等、更なる締め付けがされないよう働きかけること。 |
| （回答）○　生活保護制度は、憲法25条が保証する生存権を実現する制度として、国が責任をもって運営すべきものであると考えており、生活保護制度の見直しについては、大阪府といたしましても、生活保護受給者の生活実態を踏まえた制度となるよう、国に要望しているところです。とりわけ、昨今の物価高騰の影響については本府も認識しており、国においてもその影響を検証するなど、引き続き実態を踏まえた制度となるよう働きかけてまいります。 |
| （回答部局課名）福祉部　地域福祉推進室　社会援護課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【介護に関する要求項目】１．障害者の入院時の問題１）　この間のコロナ禍での経験（骨折・窒息、コミュニケーション問題など）を踏まえて、全病院に対して院内での重度訪問介護や入院時コミュニケーションサポートの利用の勧奨や不適切な対応を行わないよう障害の理解を進める取り組みが一定進められてきているが、大阪府内の医療機関及び障害福祉相談支援事業者等に対して医療と福祉の連携を推し進めるよう更なる周知と啓発を図ること |
| （回答）○　大阪府では、障がい者の方が身近な地域で安心して医療を受けられる仕組みづくりに取り組む「障がい者地域医療ネットワーク推進事業」を実施しております。○　これまで、この事業において、障がいの特性及びその状況に応じて外来や入院別の配慮内容を記載した「医療機関等における障がい者配慮ハンドブック」を作成し、府内の医療機関等に周知したところです。また、昨年度は「障がい児者の入院時の障がいへの理解と合理的配慮に係る啓発チラシ」を作成し、府ホームページに掲載するとともに府内の医療機関等に周知したところです。○　さらに、毎年、医療や福祉関係者を対象とした、脊髄損傷や脳性まひによる障がいのある方への理解を深めていただくことを目的とした研修会も開催しており、今年度も開催予定です。○　今後も引き続き、障がい者の方が身近な地域をはじめとして、安心して医療機関を受診していただけるよう、医療機関や福祉・保健関係機関に従事する方々に対して、障がいの理解を深めていただけるよう周知、啓発してまいりますとともに、障がい福祉サービス事業者等に対して、制度の周知等に努めてまいります。 |
| （回答部局名）福祉部　障がい福祉室　地域生活支援課福祉部　障がい福祉室　生活基盤推進課（下線部について回答） |

|  |
| --- |
| （要望項目）【介護に関する要求項目】１．障害者の入院時の問題１）　この間のコロナ禍での経験（骨折・窒息、コミュニケーション問題など）を踏まえて、全病院に対して院内での重度訪問介護や入院時コミュニケーションサポートの利用の勧奨や不適切な対応を行わないよう障害の理解を進める取り組みが一定進められてきているが、大阪府内の医療機関及び障害福祉相談支援事業者等に対して医療と福祉の連携を推し進めるよう更なる周知と啓発を図ること |
| （回答）○　医療機関に対しては、医師会をはじめ医療関係団体を通じ、特別なコミュニケーション支援が必要な障がい児者に対する医療機関における対応が適切に行われるよう周知しております。○　加えて、保健所が実施する立入検査の機会を活用し、啓発チラシ『全ての障がい児者が安心して入院できるために』の配布や、合理的配慮の提供の義務化等を定めた改正障害者差別解消法の施行等について、改めて周知することとしたところです。○　引き続き、医療機関に対する周知に努めてまいります。 |
| （回答部局課名）健康医療部　保健医療室　保健医療企画課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【介護に関する要求項目】２．通勤・勤務・通学の保障について１）　「雇用と福祉の連携による障害者就業支援」について、利用を希望する障害者が速やかに利用できるよう、早急に制度実施するよう全市町村に働きかけること。また実施市によっては高額な利用料や「勤務先と介護事業所が同一法人である場合は利用できない」等の制限問題が生じていることから、当該市に早急に是正するよう強く働きかけるとともにこれらの不適切な制度設計が広まらないよう注意を払うこと。 |
| （回答）○　本事業については、令和３年度に国において、地域生活支援促進事業として個別事業化されているところであり、今後ともサービスを必要とする障がい者に適切に提供されるよう市町村に働きかけてまいります。○　なお、本事業の実施主体は市町村であるため、支援の要件等については、市町村の判断によるところとされております。○　また、大阪府としては、重度障がい者等の就労中における介助については、本来ナショナルミニマムで実施する性質のものであり、自治体に過度な負担が生じることのないよう全国一律の制度として法定給付化されることが望ましいと考えられるため、財源は国の責任において確実に措置するよう、引き続き国に働きかけてまいります。 |
| （回答部局課名）福祉部　障がい福祉室　自立支援課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【介護に関する要求項目】２．通勤・勤務・通学の保障について２）　大学修学支援について、入学時からスムーズに利用するために、全市町村に対して早急な制度実施を働きかけること。とりわけ、府市の障害福祉と教育部局が連携して、高校在学中の早い段階から利用予定者を把握し、万一、本人が居住する市町村が当該制度を未整備であった場合、入学までに制度の整備を促し、本人並びに障害福祉相談事業者等、当該大学での事前準備を円滑に行うための周知啓発を進めること。 |
| （回答）○　「重度訪問介護利用者の大学修学支援事業」は、大学等が、本事業の対象者の修学に　かかる支援体制を構築できるまでの間において、大学等への通学中及び大学等の敷地内における身体介護等を提供するものとして、平成30年度より地域生活支援促進事業として設けられました。○　大阪府としては、今後とも、市町村に対し当該事業の周知をするとともに、支援学校や府内の高等学校等への周知も行ってまいります。 |
| （回答部局課名）福祉部　障がい福祉室　障がい福祉企画課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【介護に関する要求項目】３．長時間介護の支給決定時間数の問題１）　国が労基法令に基づいて示した「労働時間として取り扱わなければならない手待時間も報酬の対象とすべき」という通知、そして重度訪問介護には「見守り」がサービスとして位置づけられていること、及び今回の報酬改定において国庫負担基準改定（重度障害者への基準の大幅引き上げ）の趣旨について府内市町村に対して注意喚起し、見守りなどの手待時間の時間数も、必ず支給決定するよう強く働きかけること。 |
| （回答）○　国通知「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するＱ＆Ａ　ＶＯＬ．１」の問40の回答の中で、「夜勤を行う夜間支援従事者には、労働基準法第34条の規定に基づき、適切な休憩時間を労働時間の途中に与えなければならないが、当該夜間支援従事者が夜間及び深夜の時間帯に休憩時間を取得する場合であっても、実態としてその配置されている共同生活住居内で休憩時間を過ごす場合は、夜間支援等体制加算（１）の算定に当たっては、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものと取り扱って差し支えない」とされており、重度訪問介護についても、問40を参考に、適切に夜勤者の休憩時間の確保を行うこととされています。○　なお、同通知において、実作業は発生しておらず仮眠などを取っている時間であっても、事業所内に待機し、緊急の場合などで作業が発生した場合には対応することとされている時間（いわゆる「手待時間」）は、労働から離れることを保障されているとは言えないため、休憩時間には当たらず、労働時間として取り扱わなければならないこと等としています。○　大阪府においては、夜間支援等について、国通知を踏まえ、引き続き適切な支給決定を行うよう市町村に働きかけてまいります。 |
| （回答部局課名）福祉部　障がい福祉室　障がい福祉企画課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【介護に関する要求項目】３．長時間介護の支給決定時間数の問題２）　重度障害、強度行動障害、医療的ケア、重度心身障害のケースに対して、どの市町村でも適切に支給決定されるよう、市町村に具体例を示して強く働きかけること。とりわけ強度行動障害のある人等については、一人暮らしを希望する場合に可能となるように、個別対応や見守り等で必要な時間数を保障するよう働きかけること。 |
| （回答）○　国通知「介護給付費等の支給決定等について」において、市町村は、勘案事項を踏まえつつ、介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うため、あらかじめ支給の要否や支給量の決定についての支給決定基準を定めておくことが適当であるとされていますが、一方で、個々の障がい者の事情に応じ、支給決定基準と異なる支給決定（いわゆる「非定型」の支給決定）を行う必要がある場合も想定されることから、市町村はあらかじめ「非定型」の判断基準等を定めておくことが望ましいとされています。○　大阪府においては、各市町村でそれぞれの障がい状況をふまえ適切に支給決定されるよう、国通知及び「厚生労働大臣が定める要件（平成18年厚生労働省告示第546号）」等を踏まえ、個別ケースに応じ適切に判断のうえ支給決定を行うよう通知しており、引き続き市町村に働きかけてまいります。 |
| （回答部局課名）福祉部　障がい福祉室　障がい福祉企画課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【介護に関する要求項目】４．介護保険との併給問題１）　介護保険の併給に際して、国通知に基づき「介護保険併給によってサービスの引き下がりや、通所先の変更を強制される等の不都合を生じてはならないこと」を全ての市町村に徹底し、正しいルール作りを確実に促進していくこと。また、併給トラブルの未然防止に向け、介護保険関係者と障害福祉関係者が適切なケアプラン作成まで確実に理解できるよう研修を更に強化すること。加えて、市町村における適切な対応へと改善するまでの間（「不適切な市町村ルール」がある場合）については非定型協議を積極的に活用することの提示や必要に応じた大阪府からの助言などを行うこと。 |
| （回答）○　国適用関係通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」において、「市町村は、介護保険の被保険者である障がい者から障がい福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、当該障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か等について、申請に係る障がい福祉サービスの利用に関する具体的な内容（利用意向）を聴き取りにより把握した上で、適切に判断すること」とされています。また、「市町村においては、当該介護給付費等を支給する場合の基準を設けている場合であっても、当該基準によって一律に判断するのではなく、介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、介護給付費等を支給するなど、適切な運用に努められたい。」とされています。　　さらに、「障害福祉サービス利用者が要介護認定等を受けた結果、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の範囲内では、利用可能なサービス量が減少することも考えられる。しかし、介護保険利用前に必要とされていたサービス量が、介護保険利用開始前後で大きく変化することは一般的には考えにくいことから、個々の実態に即した適切な運用をお願いしたい」とされています。○　大阪府においては、従前より国適用関係通知を踏まえ、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否か等を適切に把握するとともに、介護保険の給付だけでは適切な支援が受けられない場合は、当該部分について個別ケースごとに実情を十分聞き取った上で適切な自立支援給付の支給決定を行うよう、研修等を通じて助言を行っておりますが、引き続き市町村に対しても働きかけてまいります。○　相談支援従事者と介護支援専門員との連携について、研修のニーズが高いことから、令和５年度の相談支援従事者向けの専門コース別研修に、「介護支援専門員との連携コース」を新たに追加し、実施したところです。○　今年度も相談支援専門員と介護支援専門員との連携促進を図るための同研修の実施を予定しており、昨年度の研修内容を精査し、現場のニーズを踏まえた研修体制を強化してまいります。 |
| （回答部局課名）福祉部　障がい福祉室　障がい福祉企画課福祉部　障がい福祉室　地域生活支援課（下線部について回答）福祉部　高齢介護室　介護支援課福祉部　高齢介護室　介護事業者課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【介護に関する要求項目】４．介護保険との併給問題 ２）　盲ろうや強度行動障害、医療的ケア等の障害状況・障害特性によって、ケアマネ・介護保険事業所での対応が困難である場合は、サービスが利用できなくなることを回避するために、引き続き障害福祉サービスで対応可能であることを、市町村に対して周知徹底すること。 |
| （回答）○　国適用関係通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」において、「市町村は、介護保険の被保険者である障がい者から障がい福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、当該障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か等について、申請に係る障がい福祉サービスの利用に関する具体的な内容(利用意向)を聴き取りにより把握した上で、適切に判断すること」とされています。○　また、令和５年６月30日付けで発出された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」において、「申請に係る障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合であっても、当該サービスの利用について介護保険法の規定による保険給付が受けられない場合や介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、介護給付費等を支給するなど、適切な運用に努められたい。その際、障がい福祉サービスの利用を認める要件として、一定の要介護度や障がい支援区分以上であること、特定の障がいがあることなどの画一的な基準のみに基づき判断することは適切ではなく、障がい福祉サービスを利用する障がい者について、介護保険サービスへの移行を検討する際には、個々の障がい者の障がい特性を考慮し、必要な支援が受けられるかどうかという観点についても検討した上で、支給決定を行うこと」とされています。○　大阪府においては、従前より国適用関係通知を踏まえ、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否か等を適切に把握するとともに、介護保険の給付だけでは適切な支援が受けられない場合は、当該部分について個別ケースごとに実情を十分聞き取った上で適切な自立支援給付の支給決定を行うよう、これまでも市町村に助言を行っているところですが、引き続き市町村に対し働きかけてまいります。 |
| （回答部局課名）福祉部　障がい福祉室　障がい福祉企画課福祉部　高齢介護室　介護支援課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【介護に関する要求項目】５．移動支援の利用制限の見直し制度改定により日中活動前後の通院等介助利用は認められることとなりましたが、まだ「送迎と区別がつかない」などの理由から日中活動前後の移動支援利用を制限する市町村が残っています。市町村格差のある下記課題について、府として文書で「利用の必要性」を示し、市町村に早急な是正を働きかけること。「施設入所者の移動支援利用の拡充」「宿泊旅行でのホテル内介護の取扱い（ホテルに入ってからの介護）」「日中活動前後の通院等以外の利用（三角形ルール）」「移動支援での中抜き問題」「移動支援での通院の利用（グループホーム月３回以上対応含む）」「通学の取扱い（通年長期の柔軟な解釈）」「自転車での併走」など。 |
| （回答）○　移動支援事業の活用については、地域生活支援事業に位置付けられ、事業の実施主体である市町村により、地域の特性や、個々の利用者の状況やニーズに応じた柔軟な形態で実施することとされています。大阪府が実施した府内市町村の運用状況の調査（令和５年度）では、日中活動の帰りに外出するための利用について、24団体が利用を可能としておりますが、送迎との区別が不明確になる等の理由で利用できないとする団体もあると認識しています。○　市町村に対しては、移動支援事業について、事業の目的に沿った利用者主体のよりよい制度となるよう見直されている事例などを参考にし、市町村担当者説明会等で運用の検討を働きかけるとともに、運用状況を調査し、その結果を市町村に情報提供しています。○　今回いただいております課題も踏まえ、今年度についても同様の調査を行うとともに、その結果を市町村に情報提供する予定です。○　毎年度末に府から市町村に通知している「障がい者総合支援制度等の円滑な実施のための留意事項について」の内容に、平成28年度から移動支援事業も加え、制度について、事業の目的に沿った利用者主体のよりよい制度となるよう見直されている事例などを参考に、必要に応じて検討するよう、またその運用にあたっては、事業の利用を希望する方の心身の状況や、利用についての意向等を十分に把握した上で支給の決定を行うよう通知しています。 |
| （回答部局課名）福祉部　障がい福祉室　地域生活支援課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【介護に関する要求項目】６．盲ろう者の通訳・介助、高齢化課題への対応について３）　全利用者への状況調査の完全実施とそれに基づく施策の在り方検討をしっかり行うこと。ひやりはっとの活用や苦情窓口機能の強化、盲ろう者通訳・介助者養成研修への反映、介護保険併給についてのガイドラインなどに留意すること。 |
| （回答）○　安心・安全な通訳・介助の実施に向け、盲ろう者通訳・介助者派遣事業に登録している盲ろう者に対し、派遣制度や他の障がい福祉サービスなどの利用状況について調査を行うこととし、盲ろう者等社会参加支援センターや協力機関の利用者等から順次調査を行う予定です。○　また、従前より、盲ろう者通訳・介助者に対して、事故が発生した場合は、事故報告書等の提出を求めてきましたが、令和３年度よりその様式を定め、通訳・介助中の事故及びひやりはっと事例を収集・分析し、通訳・介助者へ情報提供してまいりました。○　なお、昨年度より、ひやりはっと報告書と事故報告書を分けることで報告すべき内容を分かりやすくし、より一層情報の収集・報告の徹底を行うとともに、通訳・介助者に研修等を通じて共有することで事故防止に努めております。 |
| （回答部局課名）福祉部　障がい福祉室　自立支援課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【介護に関する要求項目】６．盲ろう者の通訳・介助、高齢化課題への対応について４）　盲ろう者に関する介護保険適用については、その障害特性から特に十分に配慮することが必要であることを全市町村に連絡すること。 |
| （回答）○　国適用関係通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」において、「市町村は、介護保険の被保険者である障がい者から障がい福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、当該障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か等について、申請に係る障がい福祉サービスの利用に関する具体的な内容(利用意向)を聴き取りにより把握した上で、適切に判断すること」とされています。○　また、令和５年６月30日付けで発出された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」において、「申請に係る障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合であっても、当該サービスの利用について介護保険法の規定による保険給付が受けられない場合や介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、介護給付費等を支給するなど、適切な運用に努められたい。その際、障がい福祉サービスの利用を認める要件として、一定の要介護度や障がい支援区分以上であること、特定の障がいがあることなどの画一的な基準のみに基づき判断することは適切ではなく、 障がい福祉サービスを利用する障がい者について、介護保険サービスへの移行を検討する際には、個々の障がい者の障がい特性を考慮し、必要な支援が受けられるかどうかという観点についても検討した上で、支給決定を行うこと」とされています。○　大阪府においては、従前より国適用関係通知を踏まえ、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否か等を適切に把握するとともに、介護保険の給付だけでは適切な支援が受けられない場合は、当該部分について個別ケースごとに実情を十分聞き取った上で適切な自立支援給付の支給決定を行うよう、これまでも市町村に助言を行っているところですが、引き続き市町村に対し働きかけてまいります。 |
| （回答部局課名）福祉部　障がい福祉室　障がい福祉企画課福祉部　高齢介護室　介護支援課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【介護に関する要求項目】６．盲ろう者の通訳・介助、高齢化課題への対応について５）　盲ろう者の介助に入る事業所を確保するために簡単なコミュニケーション方法や適切なケアプランの作成について、友の会とも連携して事業所への啓発研修を実施すること。 |
| （回答）○　盲ろう者の障がい状態や盲ろう者とのコミュニケーションの方法については、大阪府のホームページにおいて盲ろう者通訳・介助者派遣事業とあわせて周知しております。○　ホームページでは、介護サービスを利用する場合にも派遣事業による通訳の支援が可能であることも明記しており、市町村説明会や事業者等集団指導などで周知しております。○　引き続き、関係機関とも連携しながら取り組んでまいります。 |
| （回答部局課名）福祉部　障がい福祉室　自立支援課福祉部　高齢介護室　介護事業者課 |